

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当: 参事(人事担当) 田中
人事係長 亀山
電話: 052-968-5171

令和8年1月29日
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ

職員の懲戒処分について

国立病院機構東名古屋病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第4号及び第14号に基づく懲戒処分を行いました。

事項	内容
事案の概要	行為者は、家族にインフルエンザワクチンを接種するため、令和7年10月に本来廃棄すべき使用済みのワクチンの容器に残っていた薬液及び未使用の注射器を自宅へ持ち帰ったものである。
処分年月日	令和8年1月29日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構東名古屋病院 医師(50代、女性) 停職1月間